

第4次 平 川 市 食 育 推 進 計 画

(平川市地産地消推進計画)

計画期間:令和7年度～令和11年度



食育推進キャラクター
「ひらかわ元気ファミリー」

市民一体となって、食育の樹を育てよう!!



平 川 市
令和7年3月



第4次平川市食育推進計画の 策定にあたって

「食」は、市民一人一人が健康で豊かな生活を送るために大切なものであり、生きるために必要というだけでなく、豊かな心の醸成やコミュニケーションの場となるなど、より良い生活の礎となります。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化、物価の高騰など、「食」を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。

平川市では、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に基づき、平成 22 年 3 月に第 1 次平川市食育推進計画を策定し、5 年を目途に改定しながら、積極的に食育を推し進めてきました。

今般、第 3 次平川市食育推進計画の期間終了に伴い、令和 6 年度に「食習慣に関するアンケート」を実施して結果を分析し、新しく「第 4 次平川市食育推進計画」を策定しました。

この第 4 次計画の策定を契機として、ライフステージに応じた食育の展開はもとより、地産地消の推進や郷土の食文化の継承、心身の健康を支える食育の推進など、関係団体等と連携しながら取組を進め、今まで以上に活力ある“元気な平川市”を目指したいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、ご提案やご意見を賜りました「平川市食育推進協議会」の委員の皆様をはじめ、関係機関や団体、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

平川市長 長尾 忠行

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3

第2章 食を取り巻く現状と課題

1 食を取り巻く社会情勢	4
2 食生活と健康	6
3 食育と地産地消	11

第3章 第3次計画の成果と課題

1 第3次計画	15
2 第3次計画の指標の達成状況	17
3 今後に向けて	20

第4章 食育推進の基本方針（第4次計画）

1 目標	21
2 食育推進及び地産地消推進の目標値	22
3 食育推進及び地産地消推進の基本方向	25
4 食育推進及び地産地消推進の推進目標	26
5 具体的な取組	27

第5章 食育推進及び地産地消推進の体制と役割

1 計画の推進体制	34
2 各分野の役割	34

◇参考資料

平川市食育推進協議会要綱	38
ひらかわ食育ソング	41
食育ピクトグラム	42
食育基本法	43
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）	51

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

(1) 食育推進の背景

食は私たち人間が生きていくために欠かせないものです。

また、健康で心豊かな生活を送るためには、日々の健全な食生活や楽しく食事すること、食を支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

一方、社会情勢の目まぐるしい変化により、食を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加など、様々な問題が生じています。

こうした状況により、平成 17 年 6 月に食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）が制定され、翌年 3 月には「食育推進基本計画」が策定されています。以降、地方公共団体でも食育推進計画が策定され、人々が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を総合的かつ計画的に推進してきました。

食をめぐる環境は大きく変化し、高齢化が進行する中、健康寿命の延伸や生活習慣病^{※1}の予防は国民的課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性が増しています。また、少子高齢化、中食^{※2}市場の拡大、食に対する価値観や暮らしぶりの多様化などにより、健全な食生活の実践が困難な場面も増えています。

さらには、伝統的な地域の食文化の喪失、食品ロス^{※3}の削減対策、異常気象による農作物等への被害など、食に関する様々な課題が山積みとなっています。

このような情勢を踏まえ、引続き食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

※1 生活習慣病：食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。日本人の三大死因である「悪性新生物（がん）」、「脳血管疾患」、「心疾患」及び脳血管疾患や心疾患の危険因子である「動脈硬化症」、「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」などはいずれも生活習慣病です。

※2 中食（なかしょく）：持ち帰り弁当、宅配ピザのほか、スーパーマーケット・コンビニエンスストア等で販売される、総菜や冷凍食品などの家庭外で調理された食品を購入し、消費する食事のことです。

※3 食品ロス：本来食べられる食品であるにもかかわらず、捨てられている食品のことです。

(2) 平川市の取組

平川市食育推進計画は、食育基本法（平成 17 年 7 月 15 日施行）に基づき、平川市民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、平川市全体で推進する食育の基本事項を定めたものです。

平成 22 年 3 月に市が策定した「第 1 次計画」（平成 22 年度～平成 26 年度）では、家庭や学校、地域が協力・連携し、社会全体で食育推進の取組に努めてきました。

そして「第 2 次計画」（平成 27 年度～令和元年度）、「第 3 次計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）でも引続き食育活動に取り組み、市民への食育は着実に推進してきました。

しかし、食を取り巻く環境は、時代とともに変化してきている現状から、正確な情報の伝達が求められています。

このような状況を踏まえ、「第 1 次計画」、「第 2 次計画」及び「第 3 次計画」に基づいた取組の成果や食育推進協議会からの意見をもとに、基本的な考え方、方向性を継承し「第 4 次計画」を策定します。

(3) アンケート調査

第 3 次計画の目標値の達成状況及び第 4 次計画の目標値設定の参考とするために、市民を対象とした「平川市食習慣に関するアンケート」を実施しました。
調査の概要は以下のとおりです。

【平川市食習慣に関するアンケート】

①調査目的

市民の食育に関する意識や状況を把握し、第 4 次計画策定の参考資料とします。

②調査対象

18～74 歳 1,000 人 うち回答者 399 人（有効回収率 39.9%）

小・中学生及びその保護者 2,258 人 うち回答者 1,933 人（有効回収率 85.6%）

合計 3,258 人 うち回答者 2,332 人（有効回収率 71.6%）

③調査期間

令和 6（2024）年 8 月 20 日～9 月 10 日

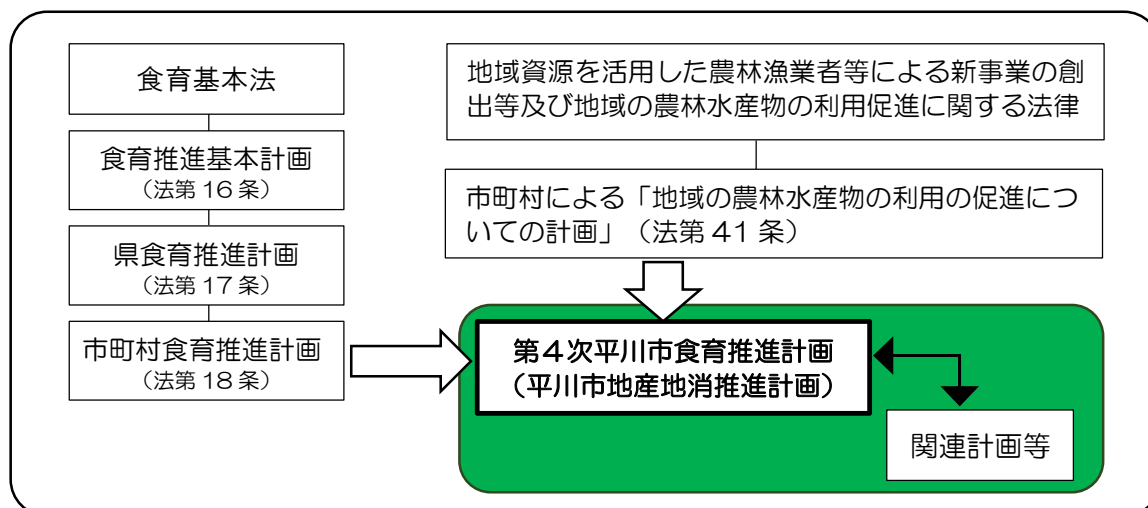
④その他

性別について「男」「女」のほか「どちらでもない」の選択項目を設けており、男女別の集計には、「どちらでもない」を含めていません。

2 計画の位置付け

この計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づき作成した「市町村食育推進計画」であり、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第 41 条第 1 項に規定する「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」を取り入れた内容としています。

計画の実施にあたっては、既存の関連計画等との整合を図り、市の食育を推進していくこととします。



3 計画の期間

令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

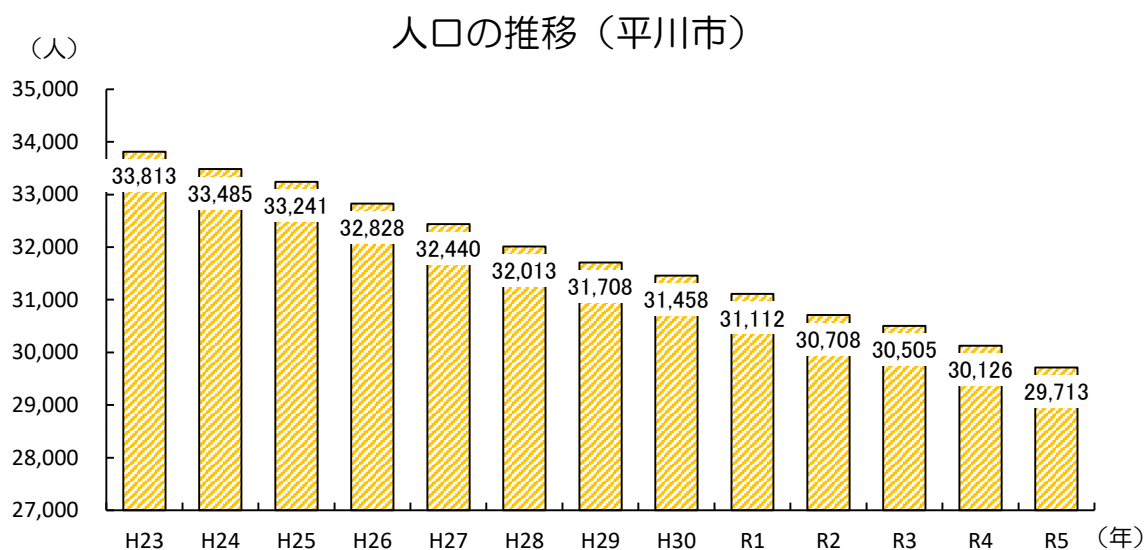
年度 計画	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
(市) 平川市食育推進計画	第4次：R7～R11				
(国) 食育推進基本計画	第4次：R3～R7	第5次：R8～R12			
(青森県) 青森県食育推進計画	第4次：R3～R7	第5次：R8～R12			

第2章 食を取り巻く現状と課題

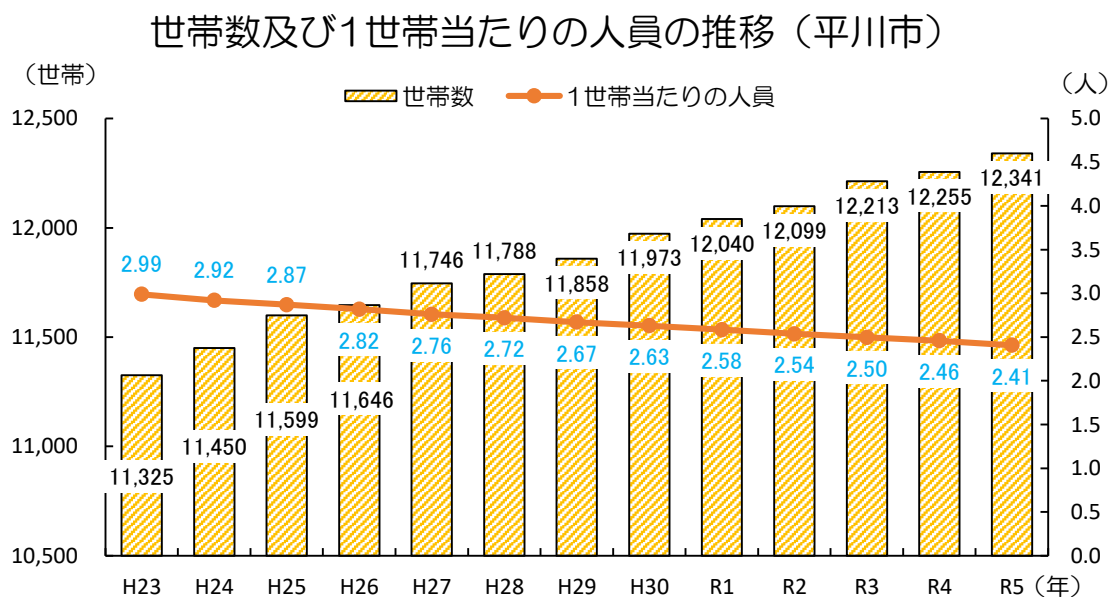
1 食を取り巻く社会情勢

家族形態の変化

平川市では、人口と1世帯当たりの人員が年々減少している一方で、世帯数は増加しています。

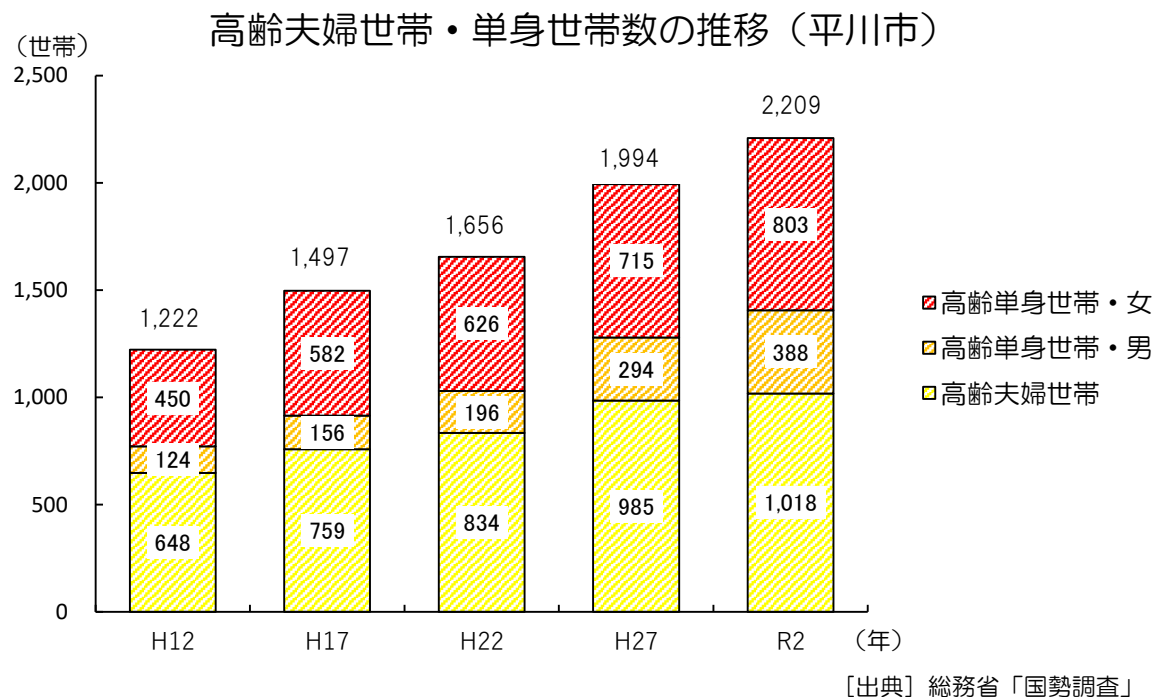


〔出典〕「平川市人口動態調査」

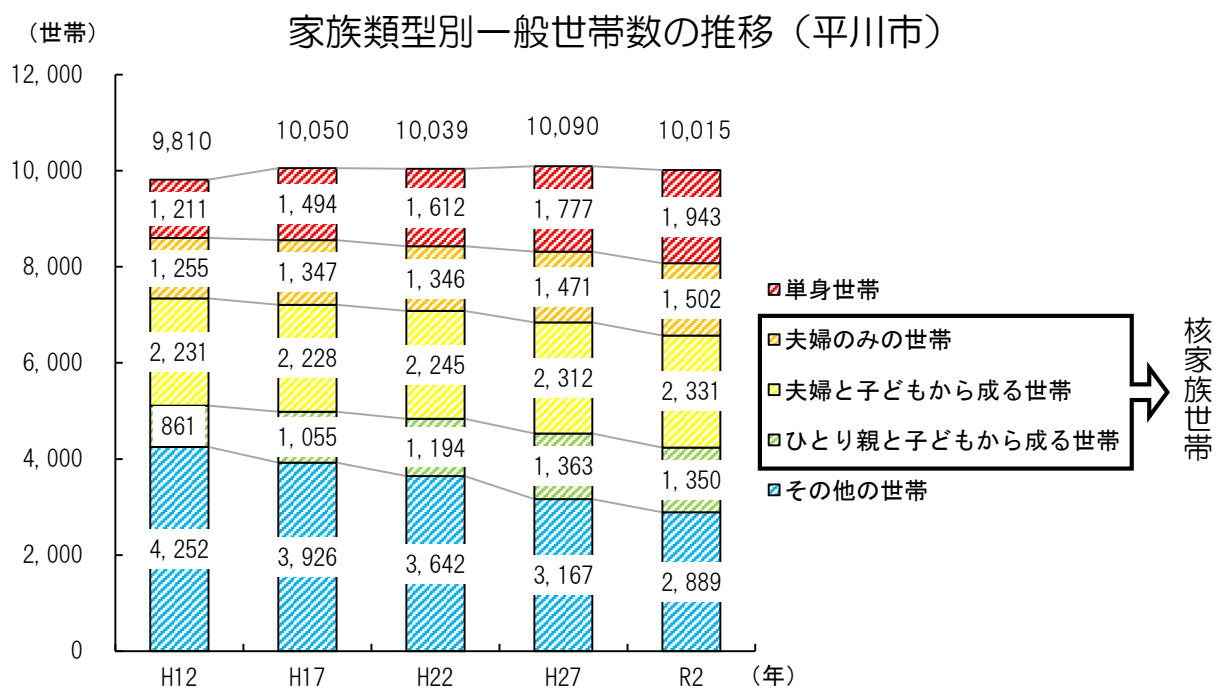


〔出典〕「平川市人口動態調査」

平川市では、老年人口割合とともに高齢者世帯数も増加しており、特に、単身で暮らす高齢者単身世帯数が増加しています。



家族類型別では、「単独」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子」の割合が増加し、「夫婦と子ども」から成る世帯が減少しています。



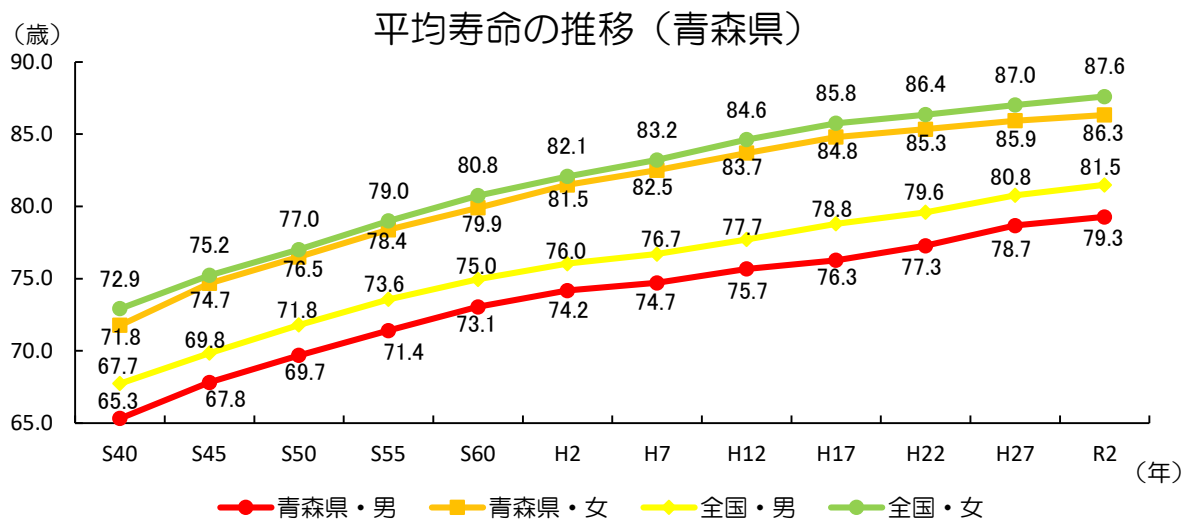
[出典] 総務省「国勢調査」

2 食生活と健康

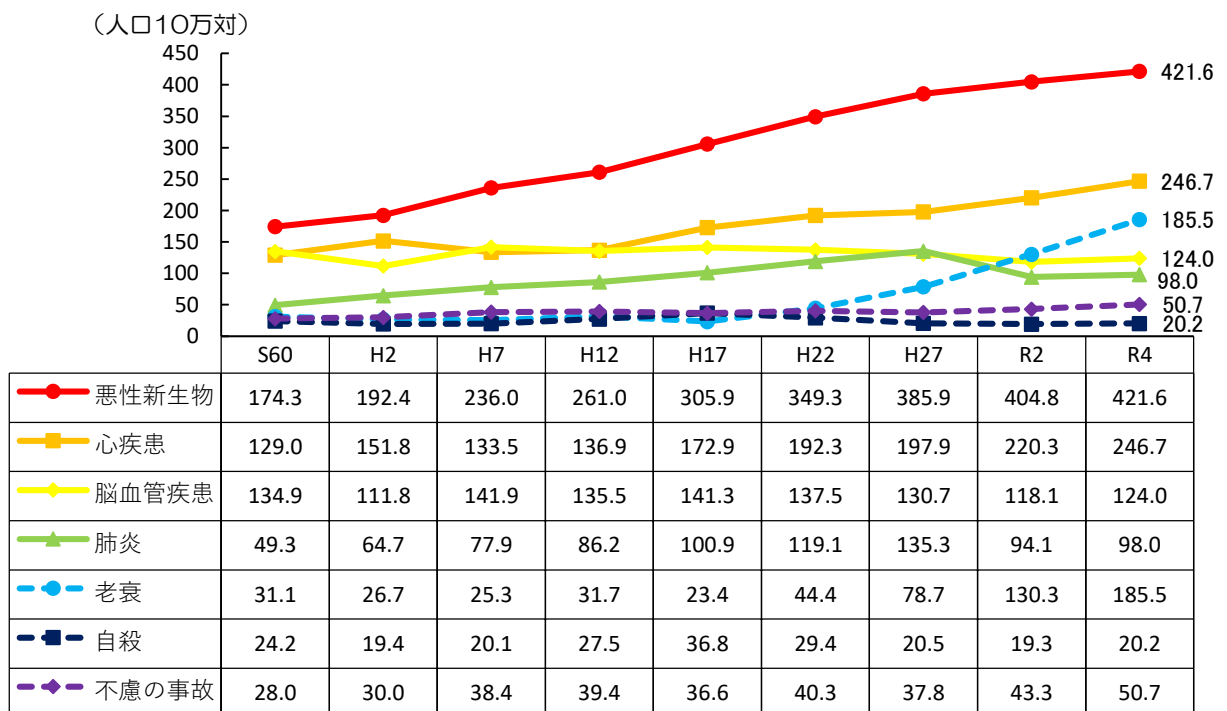
(1) 平均寿命の推移

青森県の平均寿命は、年々伸びているものの、男女ともに全国最下位の状態が続いており、全国との格差が長年の課題となっています。

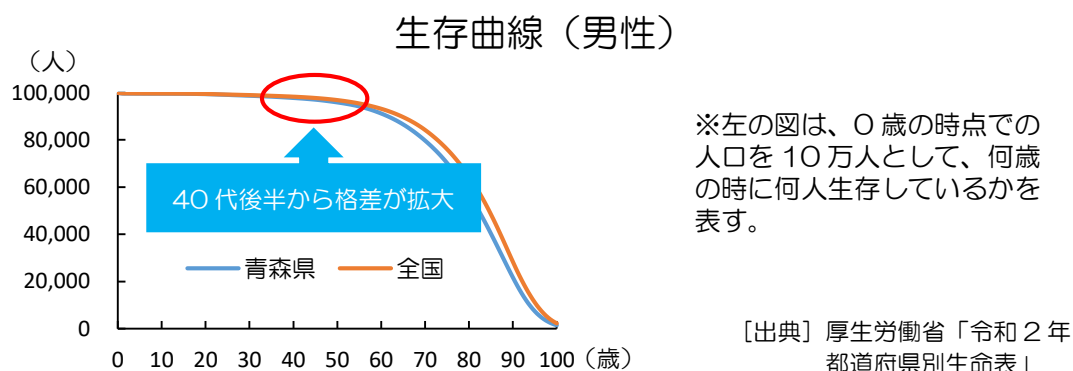
これは、がん、心疾患、脳血管疾患など、生活習慣による要因で引き起こされることが多い生活習慣病による死亡率が高く、高い喫煙率や過度の飲酒のほか、不適切な食生活や運動不足からくる肥満などの問題が大きいものと考えられています。



主要死因別死亡率（人口10万人対）の経年変化（青森県）



なお、男性は全国との格差が大きく、青森県と年齢ごとの生存数を比べると、その格差は40歳代後半から開き始めており、若い世代から健康維持に向けた取組が必要であることが分かります。



（2）健康寿命

健康寿命は、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されており、青森県の健康寿命は令和元年で男性71.73歳、女性76.05歳となっています。

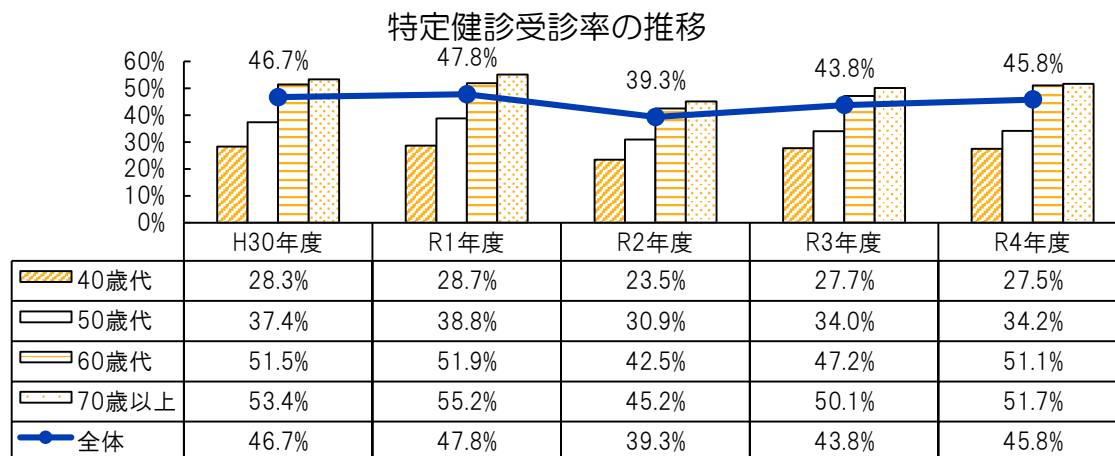
健康寿命（令和元年）

	青森県	全国
男性（平均寿命との差）	71.73 歳（7.54 歳）	72.68 歳（8.81 歳）
女性（平均寿命との差）	76.05 歳（10.28 歳）	75.38 歳（12.22 歳）

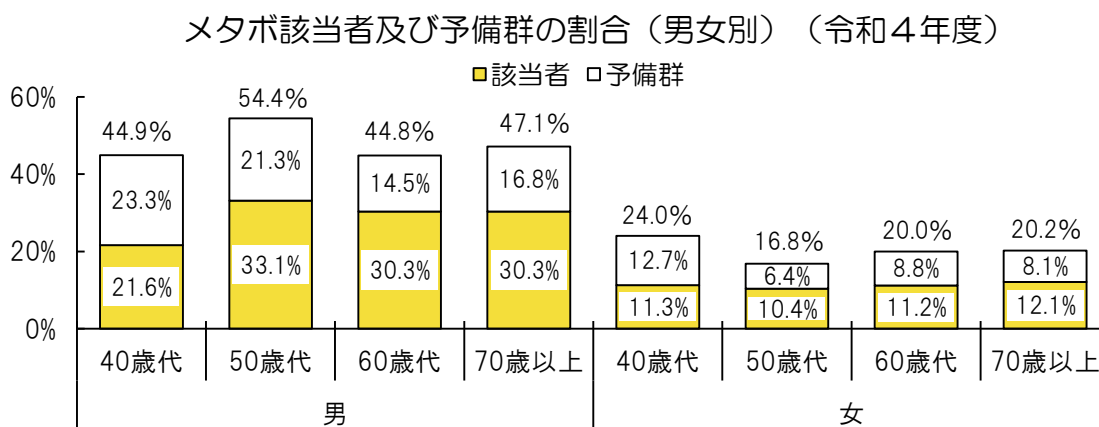
[出典] 厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の分析と増進対策効果検証に関する研究」

(3) 食に関連する健康への不安

生活習慣病は、食との関係が大きいとされています。生活習慣病の予防、早期発見のための特定健診も行われ、市民の健康に対する意識が向上されていますが、未受診者への対策等が課題となっています。

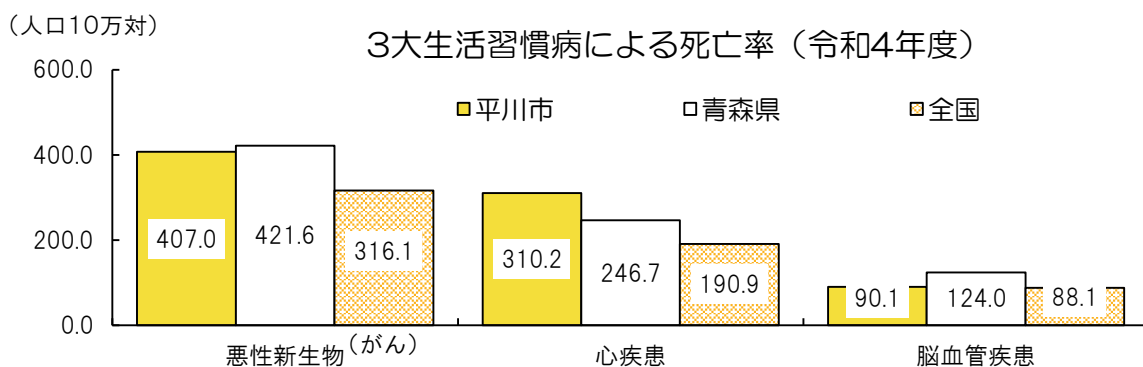


[出典]「平川市特定健診法定報告」



[出典]「平川市特定健診法定報告」

平川市の主要死因別の割合は、悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎、老衰、脳血管疾患の順となっており、3大生活習慣病による死亡者数は全体の6割を占めています。



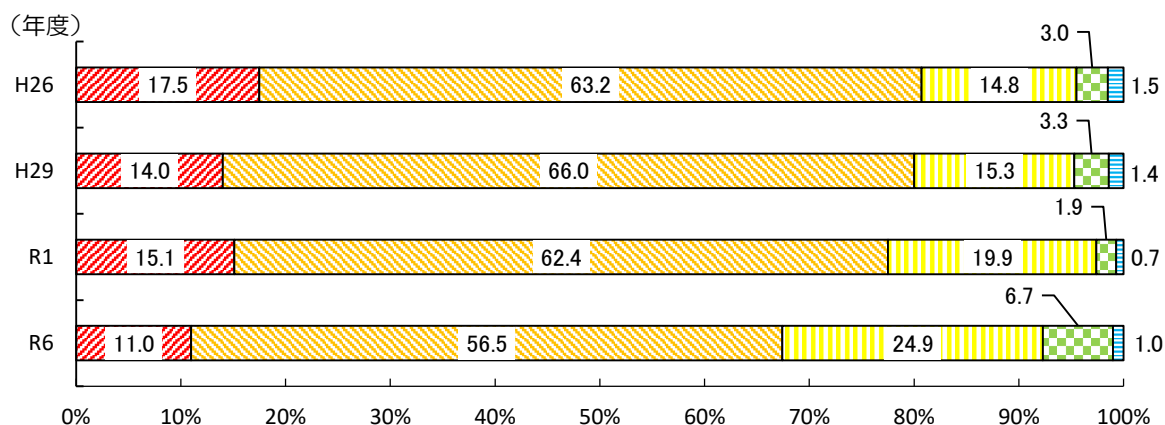
[出典]「平川市保健活動のまとめ」

(4) 食生活等の現状

①食形態の変化

共働きや就業形態の変化による調理時間の短縮や、食事を家族一人一人の好みに合わせるなど、食に求められるものが多様化しています。このため、外食や惣菜、冷凍食品、インスタント食品等の調理食品（中食）のニーズが高まり、手作りの家庭料理（内食※¹）が食卓に上る機会が減少してきています。

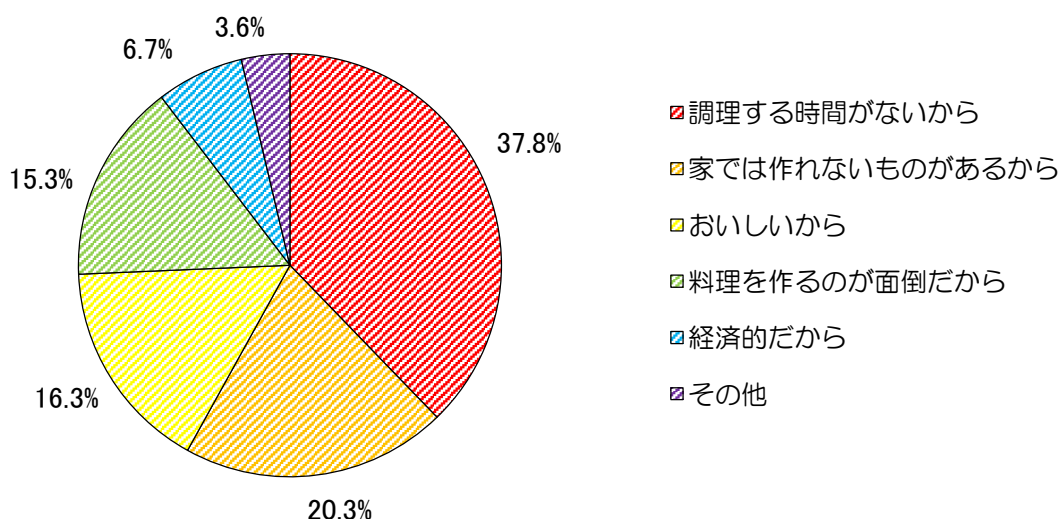
外食、中食（調理食品）を利用する家庭の割合



■ほとんど利用しない ■週1～2回利用する ■週3～4回利用する ■週5回以上利用する ■回答なし

「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

外食、中食（調理食品）を利用する理由（令和6年度）



「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

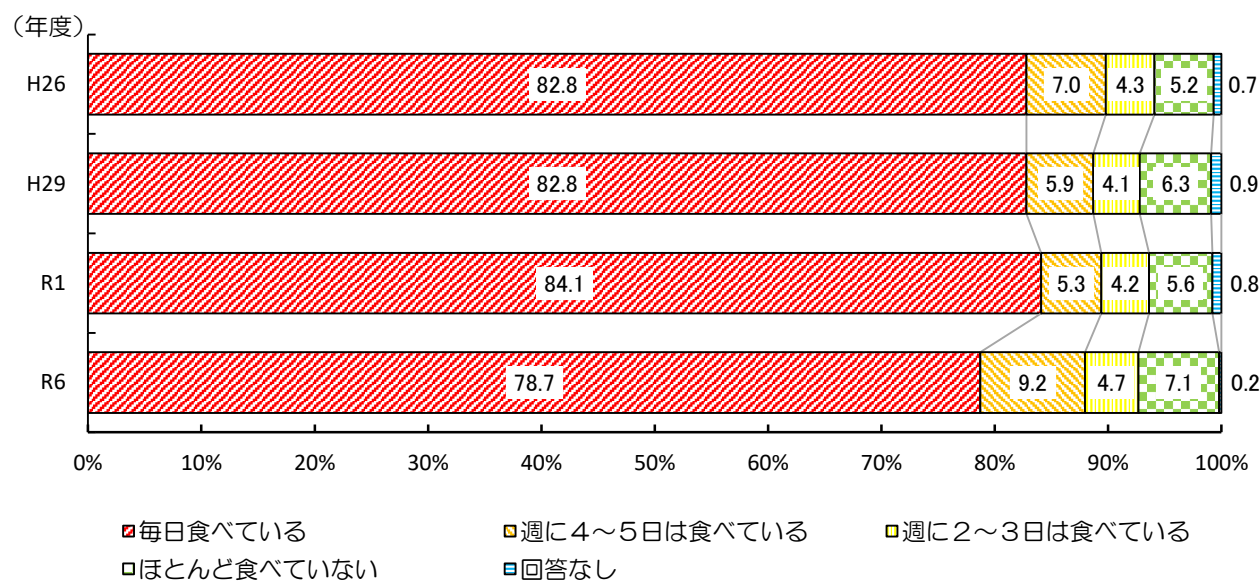
※1 内食（うちしょく）：購入した食材を家庭内で調理・消費する食事のことです。

②朝食習慣

「平川市食習慣に関するアンケート」の調査結果では、朝食を毎日食べている人の割合は令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和6年度はやや減少しました。

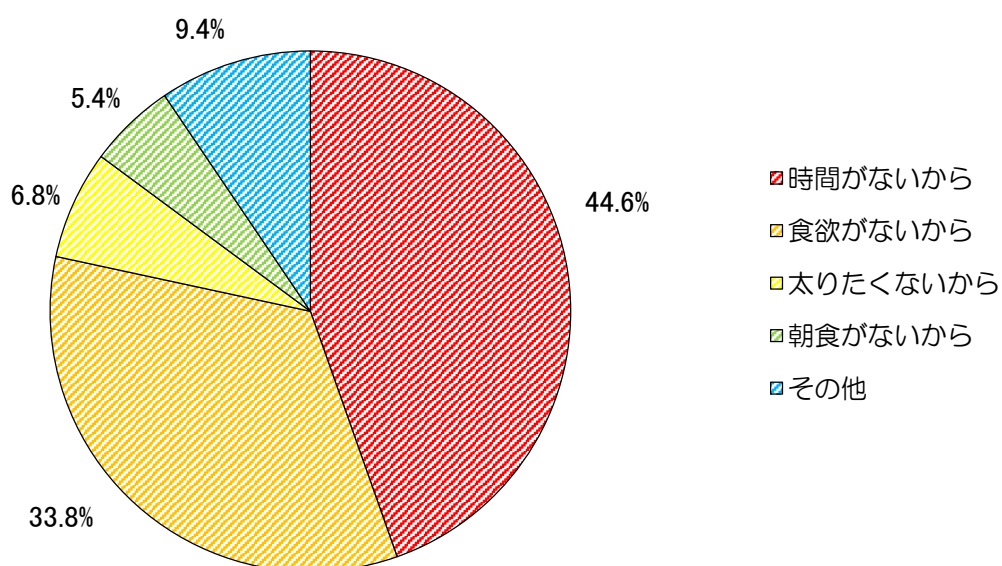
また、朝食を食べない理由は、「時間がないから」、「食欲がないから」という意見が多くなっています。

朝食摂取率の推移



「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

朝食を食べない理由（令和6年度）



「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

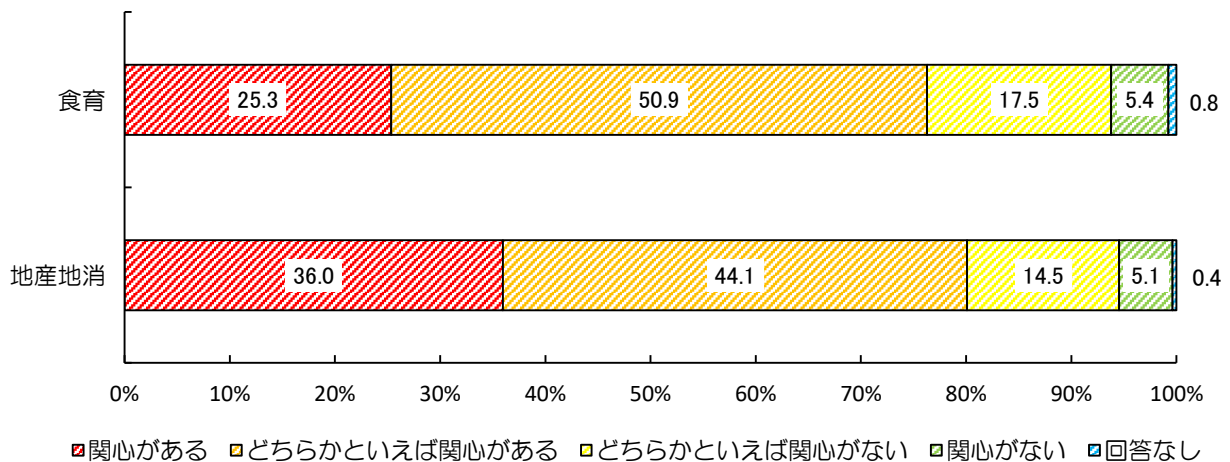
3 食育と地産地消

(1) 食育に関する意識

市民の食育と地産地消※1 への関心について、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせるとどちらも7割を超えています。

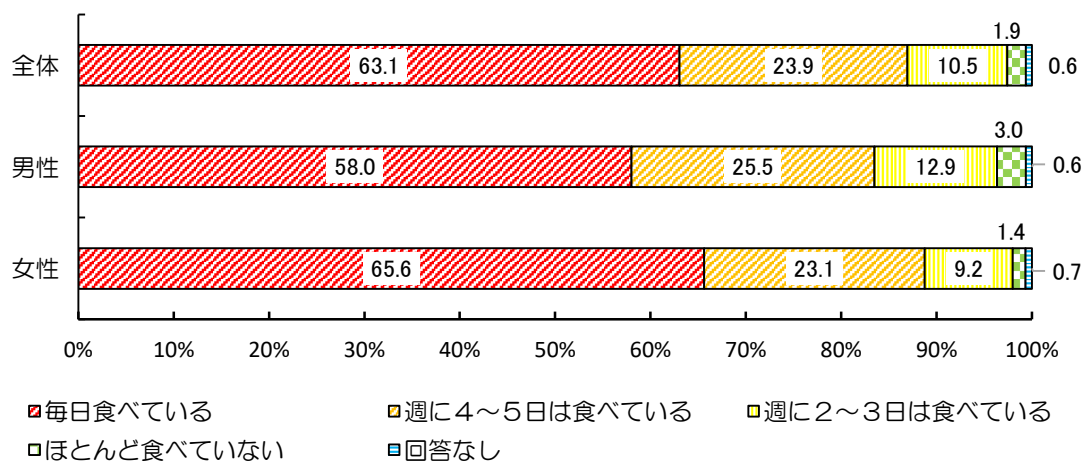
また、野菜を毎日食べる人の割合は全体で6割を超えており、バランスの取れた食事を1日2回以上食べている人の割合は、全体で8割を超えています。

「食育」や「地産地消」に関心のある人の割合（令和6年度）



「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

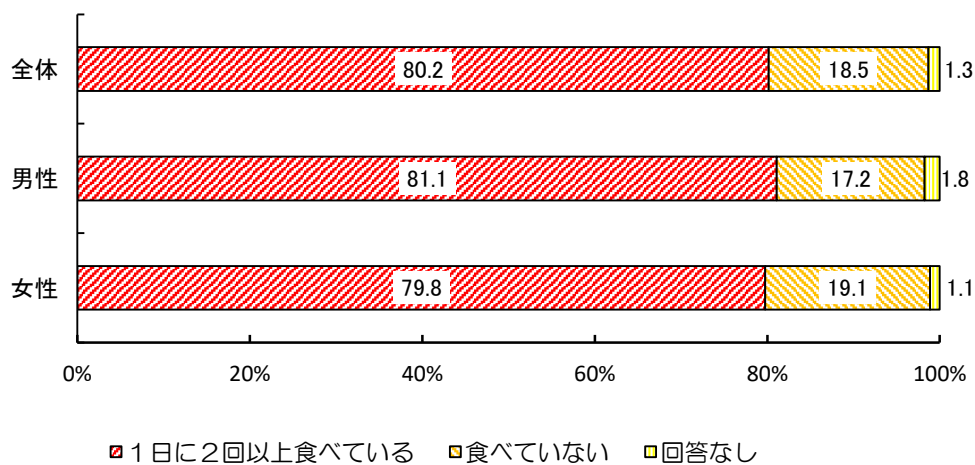
野菜を毎日食べる人の割合（令和6年度）



「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

※1 地産地消：地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農林水産物をその地域で消費する取組のことを言います。

バランスの取れた食事（主食・主菜・副菜）を1日2回以上食べている人の割合（令和6年度）

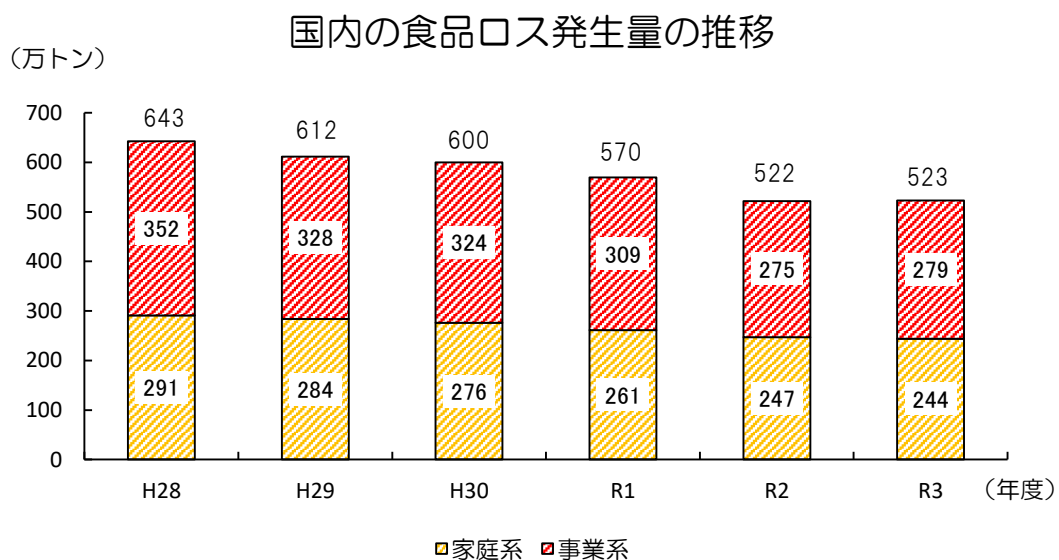


「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

(2) 食品ロス

日本国内では、食料自給率が低く、食料を輸入に大きく依存している中、まだ食べることのできる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

国内の食品ロス量は、近年、やや減少傾向にあり、令和3年度で年間523万トンと推計されており、このうち、事業系の食品ロス量は279万トン、家庭系の食品ロス量は244万トンとなっています。



〔出典〕農林水産省「食品ロス量（推計値）」

一方、青森県内の食品ロス量は、家庭系が2万9,280トン（平成30年度）、事業系が5万6,285トン（令和元年度）、合計8万5,565トンと推計されます。県民1人1日当たりでみると、家庭系が約62g、事業系では約120gとなっており、合計すると約182gで、全国値を上回っています。

この要因としては、食品製造業の事業所数が全国値の約16倍であることなどが考えられます。

なお、発生要因をみると、家庭系は「食べ残し」、事業系は、食品製造業では「汚損・破損などによる規格外品」、食品卸売業と小売業では「消費・賞味期限れ」、外食産業では「食べ残し」が最も多くなっています。

食品ロスの発生量（青森県）

（単位：千t）

	青森県			全国（R1推計）		
	家庭系 （H30推計）	事業系 （R1推計）	計 （参考値）	家庭系	事業系	計
食品ロス合計	29.3	56.3 (100.0%)	85.6	2,610	3,090 (100.0%)	5,700
参考：1人 1日当たり	約62g	約120g	約182g	約57g	約67g	約124g
食品製造業	—	22.9 (40.6%)	—	—	1,280 (41.4%)	—
食品卸売業	—	4.9 (8.7%)	—	—	140 (4.5%)	—
食品小売業	—	9.0 (16.0%)	—	—	640 (20.7%)	—
外食産業	—	19.6 (34.7%)	—	—	1,030 (33.3%)	—

〔出典〕青森県「一般廃棄物組成分析調査」（令和元年度）

「事業系食品ロス実態調査」（令和2年度）

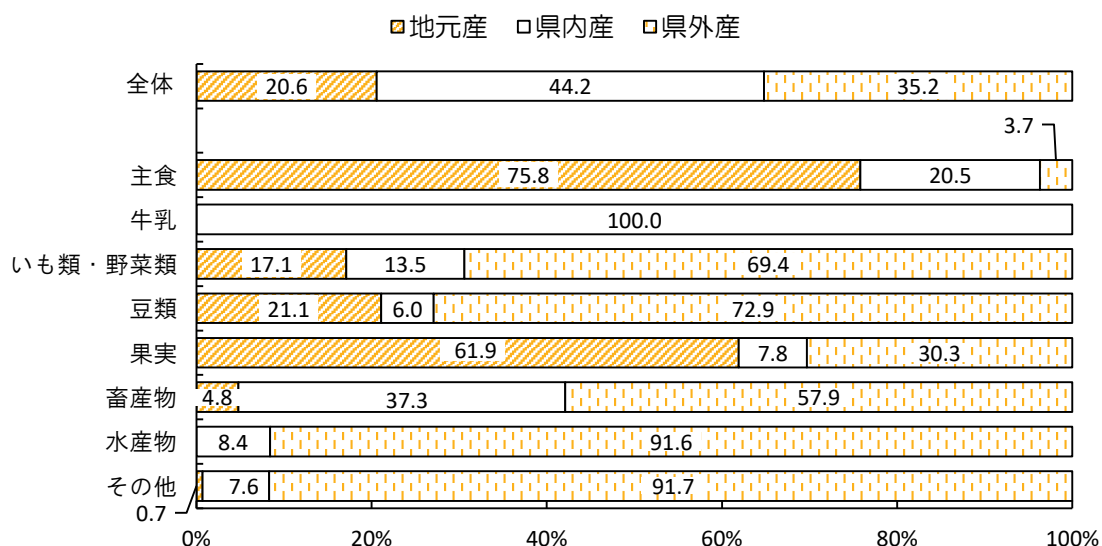
※青森県の計は、家庭系と事業系の推計年度が異なるため、参考値としています。

(3) 地産地消の現状

学校給食における地元農産物の利用割合（使用量ベース）は、全体で 20.6%となっています。

なお、主要農産物では、りんご（生）と卵類が 100%となっています。

学校給食における地元食材利用率（令和5年度）

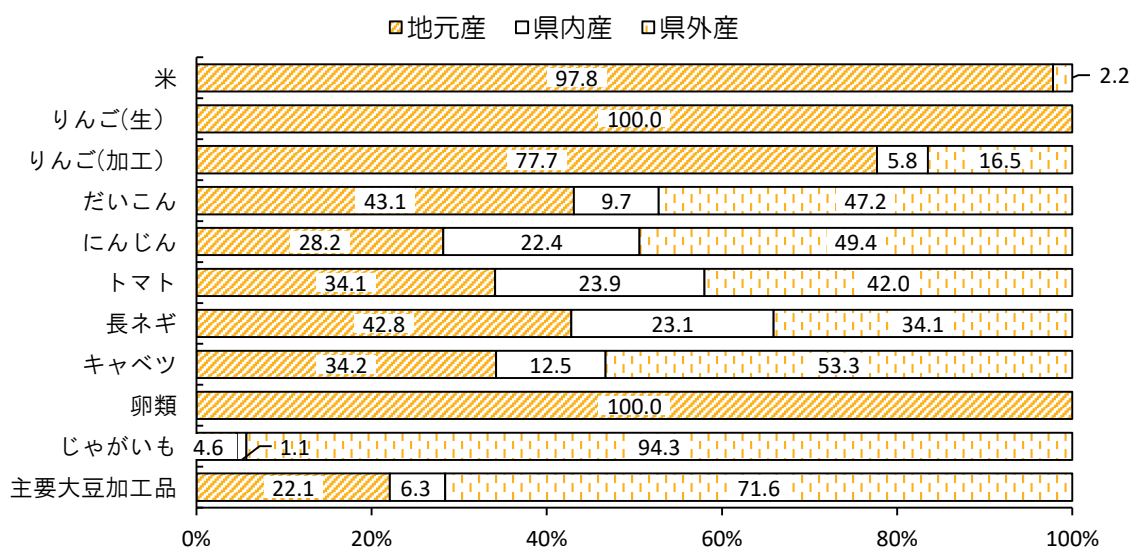


注1 利用率は使用量ベースで、加工品を含みます。

注2 「主食」とは、米、パン（米粉パン含む）、麺類を、「その他」とは山菜類、種実類等をいいます。

〔出典〕青森県「令和5年度学校給食における地元食材使用状況調査」

主要農産物の食材利用率（令和5年度）



〔出典〕青森県「令和5年度学校給食における地元食材使用状況調査」

第3章 第3次計画の成果と課題

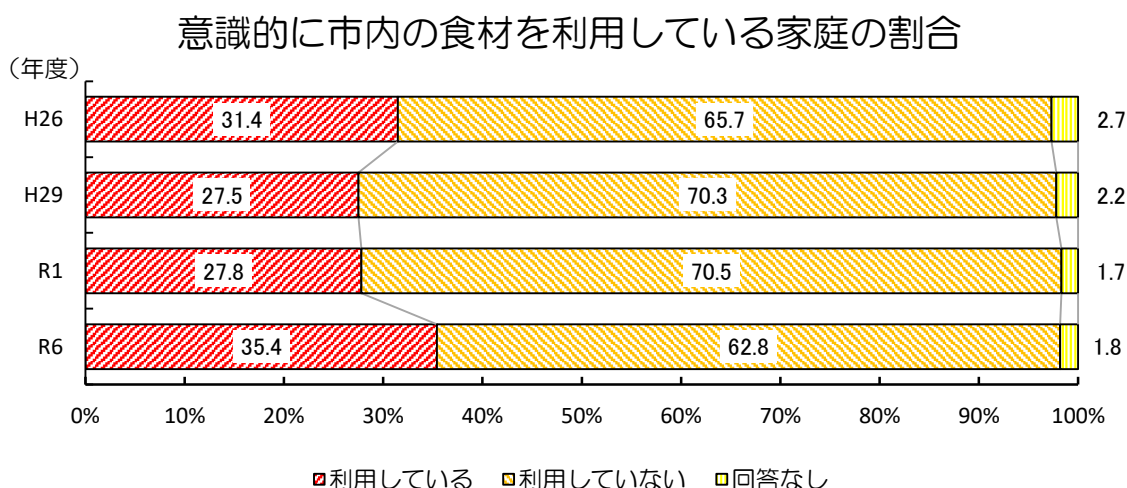
1 第3次計画

平川市では、「健康で活力に満ちた『暮らし』の実現」を目指すため、第1次計画から引続き3つの重点推進目標を設定しております。

令和6年度に行った「平川市食習慣に関するアンケート」等の結果と今後の課題は次のとおりです。

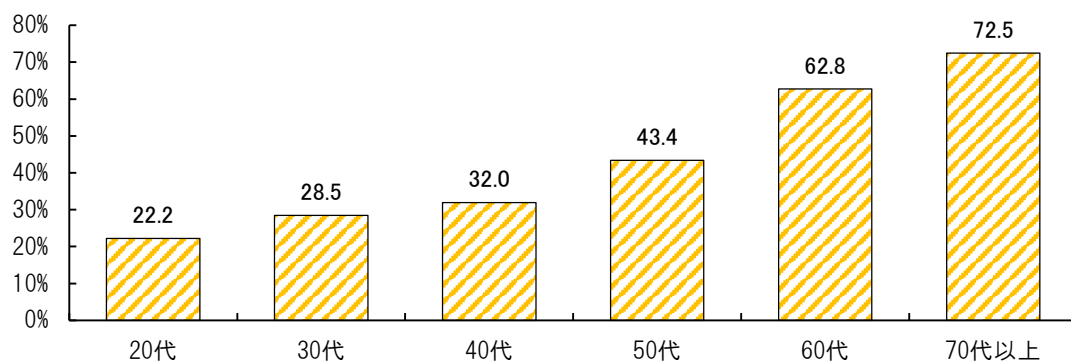
- (1) 食の安全・安心を積極的に呼びかけるとともに、地元食材の消費を推進し、「郷土料理」や「旬の食材」を取り入れた食卓を目指します。

令和6年度の意識的に市内の食材を利用している家庭の割合は、35.4%であり、令和元年度と比べるとやや増加しています。また、年齢別でみた場合、20代～40代の割合が低くなっています。



「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

年齢別：意識的に市内の食材を利用している家庭の割合（令和6年度）

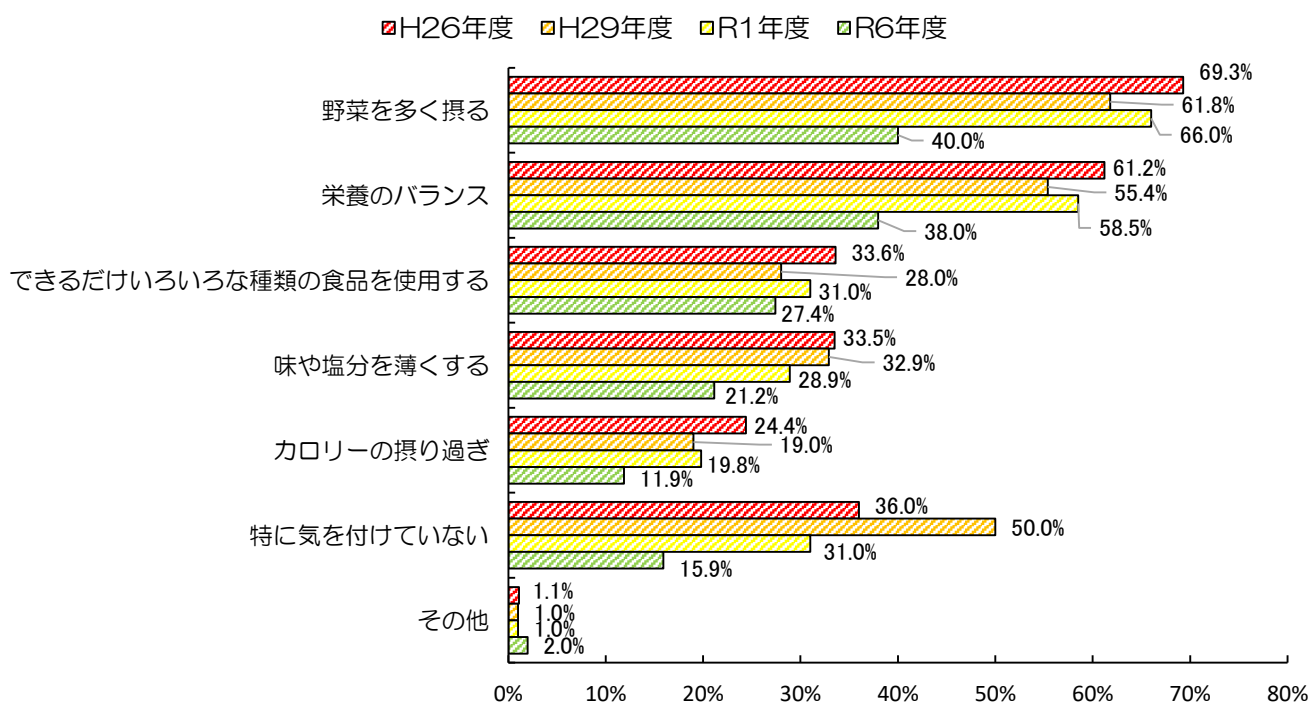


「令和6年度平川市食習慣に関するアンケート」

(2) バランスのとれた食生活を積極的に呼びかけます。

食事づくりで気を付けていることについては「野菜を多く摂る」、「栄養のバランス」がそれぞれ約 4 割となっています。今後は、広報ひらかわや食に関するイベントなどの様々な機会を通して普及啓発し、自らが栄養バランスのとれた食事ができる力を身に着けることを推進します。

普段の食事づくりで気を付けていること



「令和 6 年度平川市食習慣に関するアンケート」

(3) 学校等において、食に関する指導を展開します。

学校において、栄養教諭による食育指導や講演、給食だよりを発行するほか、農作業体験等を実施しています。今後も引き続き、食に関する指導に取り組んでいくことが必要です。



～ 農 作 業 体 験 ～

2 第3次計画の指標の達成状況

No	目標項目	3次計画策定時 (令和1)	目標値 (令和6)	現状値 (令和5～6)	評価
1	乳幼児健診の受診率	97.6% (H30)	100%	98.5% (R5)	やや改善
2	特定健康診査※1の受診率	46.1% (H29)	45%	46.5% (R5)	目標達成
3	食生活改善推進員※2の登録人数	136人 (H30)	167人	61人 (R5)	減少
4	市内の食材を意識的に利用している人の割合	27.8% (R1)	40%	35.4% (R6)	改善
5	朝食を毎日食べる人の割合	84.1% (R1)	85%	79.0% (R6)	低下
6	「食育」に関心のある人の割合	72.7% (R1)	90%	76.3% (R6)	やや改善
7	学校給食における地元農産物を使用する割合	18.1% (H29)	20%	20.6% (R5)	目標達成
8	メタボ※3該当者及び予備群の人が改善する割合	23.1% (H29)	40%	17.7% (R4)	低下
9	栄養バランス等を配慮した食生活を送っている人の割合	58.5% (R1)	80%	38.0% (R6)	低下

※現状値 令和6年度平川市食習慣に関するアンケート（農林課）

令和5年度学校給食における地元食材使用状況調査（学校給食センター、農林課）

健康ひらかわ21（第3次）※4（子育て健康課）

※1 特定健康診査：日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病予防のために、40歳～74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した検診のことです。

※2 食生活改善推進員：我が家の食卓を充実させ、地域の健康づくりを行うことから出発した食生活改善推進員は「食生活を改善する人」を意味しており、“私たちの健康は私たちの手で”をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティアとして活動しています。現在の会員数は約9万6,000人、全国の加入市町村数は、1,245市町村（令和5年度）となっています。平成24年度から新たに男性会員の加入が決定されたことにより、地域住民に対し生涯を通じた食育の推進、食文化の継承など大きな視点で食育を捉え、健康づくり活動を進めています。今後も地域の健康づくりの輪が、食生活改善推進員の力で地域全体に広がっていくことが期待されています。

※3 メタボ：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の略であり、生活習慣病の多くは内臓脂肪の蓄積による肥満（内臓脂肪型肥満）が原因となっています。

※4 健康ひらかわ21（第3次）：令和6年度から令和17年度までを計画期間とする平川市の健康増進計画です。

(1) 乳幼児健診の受診率

乳幼児健診の受診率は市で行った健診の受診率です。未受診者のほとんどが医療機関で受診していることから、受診率は 100%に近い状態で推移しています。

(2) 特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診者は、令和 2 年度にはコロナ禍の影響により減少し、その後は回復していますが、コロナ禍前の受診率には戻っていません。また、年代別では 40 歳の若い世代の受診率が低いため、今後、受診者の増加と並行して若年者の受診勧奨が必要です。

(3) 食生活改善推進員の登録人数

食生活改善推進員は 70 世帯あたりで 1 人必要とされており、市の世帯数では 177 人が必要となります。毎年、養成講座の修了者が会員になる一方で、高齢化などの理由で退会する人もおり、登録人数は増えていない状況です。

(4) 市内の食材を意識的に利用している人の割合

令和元年度の 27.8%に対し、令和 6 年度は 35.4%に増加しています。しかしながら、年齢別では 20 代～40 代の割合が低く、「購入できる場所がわからない」などの声が聞かれるため、地元食材の販売場所などの PR が必要です。

(5) 朝食を毎日食べる人の割合

令和元年度の 84.1%に対し、令和 6 年度は 79.0%に減少しています。朝食を食べない理由については、「食欲がない」、「時間がない」という意見が多くあったため、規則正しい生活リズムの確立や朝食を食べることの大切さについて啓発していくことが必要です。



(6) 「食育」に関心のある人の割合

令和元年度の 72.7%に対し、令和 6 年度は 76.3%とやや増加しています。市民一人一人に関心を持ってもらえるよう、食育の啓発に向けた情報発信の工夫が必要です。

(7) 学校給食における地元農産物を使用する割合

平成 29 年度 18.1%に対し、令和 5 年度は 20.6%に増加しました。地元農産物は収穫時期が限られますが、引続き、納品可能な生産者の掘り起こしなどにより、使用率向上に努めます。

※平成 30 年度は、給食センターの改修工事により、給食の停止期間があったため、平成 29 年度の数値を現状値としていました。

(8) メタボ該当者及び予備群の人が改善する割合

平成 29 年度の 23.1%に対し、令和 4 年度は 17.7%に低下しています。メタボの改善は、平川市のみならず、県内他市町村や全国的にも難しい課題として捉えられており、引続き改善に向けて取り組むことが必要です。

(9) 栄養バランス等を配慮した食生活を送っている人の割合

令和元年度の 58.5%に対し、令和 6 年度は 38.0%に低下しています。また、野菜を多く摂ることを心がけている人についても、令和元年度の 66.0%から令和 6 年度の 40.0%に低下しているため、今後は、食生活全体の栄養バランスのとり方を広報ひらかわや食に関するイベントなどの様々な形で情報提供していく必要があります。

3 今後に向けて

食育の意義や必要性について広く市民の理解を深め、自らが食育活動を実践していくためには、継続的な情報発信による普及啓発を継続していくことが重要です。

核家族化の進行により、高齢夫婦世帯や単身世帯が増加していることから、保育所や学校を通しての情報発信だけでは不十分となっています。

また、子育て世代や共働きの世帯においては、調理時間の短縮を図りつつ効率よく栄養バランスがとれる方法に関心が高まっています。

地産地消の啓発に関しては、アンケート結果において「地元食材の必要性は分かっているが、購入場所がわからない」などの意見が寄せられています。

これらのことを踏まえ、それぞれの年代や性別、食生活の状況等に応じた多様なニーズや特性を分析し、周知啓発に努めます。

(1) 子育て世代に向けた情報発信

子育て世代には、子どもを通じて食育をアプローチし、家庭全体の食育を推進していきます。

(2) 子どもを介さない情報発信

高齢夫婦世帯、単身世帯等には、市ホームページや広報紙、SNS による情報発信のほか、イベントや健康講座等を通じて食育を推進していきます。

第4章 食育推進の基本方針（第4次計画）

1 目標

【目標】

健康で活力に満ちた『暮らし』の実現と
社会全体で健全な食生活を支えていく仕組みづくり

市民一人一人の健康を維持していくためには、乳幼児から高齢者までの各世代を対象に食生活改善への取組を促進し、食を通じた健康づくりへの意識を高める必要があります。また、食育の取組は家庭や学校はもとより、地域全体で「点から線」、「線から面」に広がっていくことが大切です。

このことから、引続き、第4次計画においても、市民が生涯を通して「健康で活力に満ちた『暮らし』の実現と社会全体で健全な食生活を支えていく仕組みづくり」を目標に設定し、市と市民が協働により食育の推進に取り組みます。

SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

食育の推進は、SDGsの17の目標のうち、特に「目標2 飢餓をゼロに」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標12 つくる責任つかう責任」について、貢献することが可能であると考えられています。



2 食育推進及び地産地消推進の目標値

食育を市民運動として推進するためには、食育に関わる多くの関係者の理解と協力のもと、共通の目標を掲げて、意識の向上に取り組むことが重要です。

このため、第3次計画での目標の達成状況を検証し、必要な見直しを行い、第4次計画での取組目標を設定しました。

	目標項目	3次計画		4次計画	
		目標値	実績	現状値 (令和5～6)	目標値 (令和11)
1	「食育」に関心のある人の割合	90%	76.3% (R6)	76.3% (R6)	90%
2	「地産地消」に関心のある人の割合	項目なし		80.1% (R6)	90%
3	地元食材を意識的に利用している人の割合	40%	35.4% (R6)	35.4% (R6)	40%
4	学校給食における地元農産物を使用する割合	20%	20.6% (R5)	20.6% (R5)	20%
5	乳幼児健診の受診率	100%	98.5% (R5)	98.5% (R5)	100%
6	特定健康診査の受診率	45%	46.5% (R5)	46.5% (R5)	60%
7	メタボ該当者及び予備群の割合	項目なし		32.9% (R4)	32.2%
8	朝食を毎日食べる人の割合	85%	78.7% (R6)	78.7% (R6)	85%
9	野菜を毎日食べる人の割合	項目なし		63.1% (R6)	70%
10	バランスのとれた食事（主食・主菜・副菜）を1日2回以上食べている人の割合			80.2% (R6)	90%
11	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合			42.1% (R6)	60%
12	食生活改善推進員による支援者数			1,438人 (R5)	1,500人

※現状値 令和6年度平川市食習慣についてのアンケート（農林課）

令和5年度学校給食における地元食材使用状況調査（給食センター、農林課）

健康ひらかわ21（第3次）（子育て健康課）

(1) 「食育」に関心のある人の割合

令和 6 年度の調査では、76.3%の方が「関心がある」または「どちらかといえば関心がある」と回答しています。第 4 次計画でも、国の食育推進基本計画目標値と同様の 90%以上に設定し「食育」を推進します。

(2) 「地産地消」に関心のある人の割合

令和 6 年度の調査では、80.1%の方が「関心がある」または「どちらかといえば関心がある」と回答しています。第 4 次計画でも、国の食育推進基本計画目標値と同様に 90%以上に設定し「地産地消」を推進します。

(3) 地元食材を意識的に利用している人の割合

令和 6 年度の調査では、35.4%の方が利用していると回答しています。第 3 次計画の目標値は達成しましたが、引続き、地元食材の良さや販売場所を PR し、安全・安心な地元食材の消費を促すため、目標値を 40%以上に設定します。

(4) 学校給食における地元農産物を使用する割合

令和 5 年度の調査では 20.6%の使用率でした。地元農産物は、収穫時期が限られるなど、通年での使用は困難ですが、生産者と協議しながら、目標値の 20%を維持できるよう取り組みます。

(5) 乳幼児健診の受診率

令和 5 年度の受診率は、98.5%でした。引続き 100%の受診率を目指して、乳幼児健康診査に取り組みます。

(6) 特定健康診査の受診率

令和 5 年度の受診率は、46.5%でした。特定健康診査の受診率の目標値（市町村国保）は 60%以上に設定されており、この数値を目標値として、若い世代の受診率向上等の課題に取り組みます。

(7) メタボ該当者及び予備群の割合

第3次計画では、メタボ該当者及び予備群の人が平成30年度に比べ減少する割合としましたが、第4次計画からは「健康ひらかわ21」の取組と同じく、メタボ該当者及び予備群の割合に変更し、目標値を32.2%として取り組みます。

(8) 朝食を毎日食べる人の割合

令和6年度の調査では78.7%でした。第4次計画でも引き続き、目標値を85%以上に設定し、生活リズムの確立や朝食を食べることの大切さについて啓発していきます。

(9) 野菜を毎日食べる人の割合

令和6年度の調査では63.1%でした。野菜を食べることの大切さについて啓発することで健康的な食習慣が身につくよう促すため、目標値を70%以上に設定します。

(10) バランスのとれた食事を1日2日以上食べている人の割合

令和6年度の現状値は80.2%でした。栄養バランスの大切さについて啓発することで健康的な食習慣が身につくよう促すため、目標値を90%以上に設定します。

(11) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合

令和6年度の現状値は42.1%でした。食品ロス削減のための取組を啓発することで家庭の食品ロス削減を推進するため、目標値を60%以上に設定します。

(12) 食生活改善推進員による支援者数

第3次計画では、食生活改善推進員として活動する会員の増員を目標としていましたが、第4次計画からは食生活改善推進員が地域住民に対して行う食や健康に関する普及啓発の支援者数に変更し、目標値を1,500人として取り組みます。

3 食育推進及び地産地消推進の基本方向

目標を実現するため、次の3つの基本方向を設定します。

【基本方向】		
① 平川市の食と農業を 生かした食育の推進	② ライフステージ※ ¹ や 暮らし方に対応した 食育の推進	③ 多様な関係者との 連携と食と環境の 調和
農業が盛んな市の強 みを生かし、豊富な農産 物の地産地消を推進す るとともに地域で育ま れてきた郷土料理など 食文化の継承にも取り 組めます。	家庭、地域、学校等 において、それぞれ主 なターゲットを設定し て取組の充実を図ると ともに、ライフステー ジに応じたきめ細かな 食育を進めます。	多様な関係者と連携 し食育の推進と環境に 配慮した消費の推進に 取り組めます。

※1 「ライフステージ」：人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老齢期などのそれぞれの段階のことです。家庭では、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられます。

4 食育推進及び地産地消推進の推進目標

平川市の食の現状と課題を踏まえ、目標を実現するため、3つの基本方向に沿って次の4つの推進目標に取り組みます。

目標	基本方向	推進目標及び推進事項
健康で活力に満ちた『くらし』の実現と 社会全体で健全な食生活を支えていく仕組みづくり	① 平川市の食と農業を生かした食育の推進	1 地産地消の推進と郷土の食文化の継承に努めます。 (1) 本市農業のPRと地産地消の推進 (2) 郷土の味の継承
	② ライフステージや暮らし方に対応した食育の推進	2 心身の健康を支える食育を推進します。 (1) バランスのとれた食事づくりの普及・啓発 (2) 生活習慣病の予防と健康づくりの推進 3 ライフステージに応じた食育を展開します。 (1) 子育て家庭における食育 (2) 保育所や学校等における食育 (3) 地域における食育 (4) 食に関する情報発信
	③ 多様な関係者との連携と食と環境の調和	4 関係団体等との連携と環境負荷低減の取組を進めます。 (1) 関係機関・団体等と連携した食育運動の継続 (2) 地産地消の推進 (3) 食品ロス削減及び環境に配慮した消費の推進

5 具体的な取組

基本方向① 平川市の食と農業を生かした食育の推進

推進目標 1（重点）

地産地消の推進と郷土の食文化の継承に努めます。

基本的な考え方

米、りんご、桃、トマト、高冷地野菜など豊富な農産物を提供する本市農業に対する認知度向上、域内経済循環を意識した地産地消の推進に努めます。

また、地域で育まれてきた食文化を継承するための取組を推進します。

推進事項及び主な取組事業

（１）本市農業のPRと地産地消の推進

推進事項	主な取組事業
ア 農産物の栽培や収穫体験の推進	・市若手職員の農作業体験研修
イ 地元農産物を使用したレシピ紹介	・市ホームページで郷土料理のレシピを公開
ウ 地元食材を使用した給食会の実施	・「ひらかわプレミアム給食の日」給食会
エ 学校給食における地元農産物を使用する割合の増加	・農産物納入者登録事業 ・食材納入業者選定時に市産品を優先
オ 食に関するイベントの実施	・ひらかわフェスタ ・ひらかわトラックマーケット
カ 各地域の直売施設の情報提供	・市ホームページで紹介
キ 地元産品消費推進 PR	・イベント、情報発信等で PR

（２）郷土の味の継承

推進事項	主な取組事業
ア 地元食材を活かした郷土料理のレシピ紹介	・市ホームページで郷土料理のレシピを公開
イ 学校給食における郷土料理の提供	・給食の献立に青森県や津軽地方の郷土料理を取り入れる

基本方向② ライフステージや暮らし方に対応した食育の推進

推進目標 2（重点）

心身の健康を支える食育を推進します。

基本的な考え方

高齢化社会で生涯にわたり健全な心身を維持するためには、ライフステージや多様な暮らしに対応した継続した支援が求められます。しかし、食生活に起因する健康問題や家庭生活の状況が複雑化する中で、家庭や個人の努力だけでは健全な食生活を実践することは困難です。

このような状況を踏まえ、家庭や保育所・学校等で地域や関係団体と連携し、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。

主な推進事項及び具体的な取組事項

（１）バランスのとれた食事づくりの普及・啓発

推進事項	主な取組事業
ア 栄養指導・栄養講座の実施	・介護予防事業（通所型サービス C）における栄養指導 ・食生活改善推進員による高齢者食生活改善事業
イ 健康食の試食とレシピ紹介	・食生活改善推進員による健康食の試食提供とレシピ配布

（２）生活習慣病の予防と健康づくりの推進

推進事項	主な取組事業
ア 特定健康診査事業の実施	・特定健康診査事業 ・特定保健指導事業
イ 生活習慣病予防のための講座の実施	・運動講座（ヨガ教室・トレーニングマシン） ・健康講座「高血糖改善塾」（専門医、管理栄養士による講話） ・減塩チャレンジ講座
ウ 健康相談の実施	・健康診査結果説明会
エ フレイルチェック※1、介護予防教室の実施	・高齢者実態把握調査におけるイレブンチェック ・介護予防教室（てんとうむし体操教室、体力アップ運動教室、ワクワク水中運動教室）

※1 フレイルチェック：フレイルとは、加齢とともに心身が衰えた状態になることを意味し、健康な状態から要介護状態へと移行する段階だと考えられています。フレイルの時期に適切な治療や支援を行うことで要介護状態にならずに済む可能性があります。フレイルチェックはこういった衰えの状況を確認し、適切な支援につなげるために実施するものであり、身体的、精神的、社会的側面から栄養、歯科口腔、運動、社会性、うつ等を 11 項目で簡易的にチェックする「イレブンチェック」などが用いられます。

基本方向② ライフステージや暮らし方に対応した食育の推進

推進目標 3（重点）

ライフステージに応じた食育を展開します。

基本的な考え方

子育て家庭や保育所、学校、地域など、ライフステージや多様な暮らしに応じた食育の推進に取り組みます。

推進事項及び主な取組事業

（1）子育て家庭における食育

推進事項	主な取組事業
ア 妊産婦検診等の機会を通じた食育の啓発	・産前産後支援事業（パパママ教室） ・乳児家庭全戸訪問事業
イ 乳幼児健診等での授乳や離乳食の相談、食育の啓発	・乳幼児健康診査 ・すくすく広場（離乳食教室を取込み毎月 1 回実施） ・産前産後支援事業（産後 mama の子育て教室）
ウ 食物アレルギーに係る正しい情報や知識の共有	
エ だし活※ ¹ 、野菜・果物の摂取等の促進	・食生活改善推進員による「だし活」事業
オ よく噛んで食べる習慣と食べたら磨く習慣の促進	・食生活改善推進員による三つ子の味覚事業（3 歳児健康診査時のおやつ提供）

※1 だし活：だしのうま味を活用して減塩をする推進運動のことです。青森県では平成 26 年度から減塩の一層の推進のために、だしの効能に着目して青森県の農林水産物を活用しただし商品「できるだし」を開発し、給食や家庭に普及する取組を展開しています。

(2) 保育所や学校等における食育

推進事項	主な取組事業
ア 肥満傾向児に対する個別支援	・身体測定結果を家庭に通知
イ 保育所での農業体験や調理体験	・認定こども園による、園児やその保護者への農業体験や調理体験を実施
ウ 栄養教諭と連携した食に関する指導の実施	・栄養教諭が市内全小中学校へ出向き、児童生徒を対象に食に関する授業を実施
エ 給食時間における栄養指導や食事マナー指導の実施	・食事マナー、配膳の仕方を指導 ・月毎の目標を提示して食や健康についての意識付け指導を実施
オ 保護者を対象にした給食だよりの発行、給食試食会の実施	・家庭での食生活に役立ててもらうため、毎月の給食の献立表とともに「給食だより」を発行
カ SNS を活用した給食に関する情報提供	・毎日の給食の献立やアレルギーに関する情報等を LINE、Instagram により情報提供
キ 地元食材を活用した給食の提供	・給食献立表に使用している地場産物を明記し情報提供
ク 学校農園等での農作業体験、収穫した作物を使った調理実習	・学校農園で作物の植付けから収穫までを体験させ、各学年に応じた調理方法で調理実習を実施
ケ 小学校における農作業体験の推進、中学校における郷土料理実習の推進	・JA や地域の方の協力による田植え、稲刈り、りんご栽培体験を実施 ・食生活改善推進員の協力によるしとぎもち作りを実施
コ 食育活動の場の提供や関係者に対する食育に関する情報提供	・農作業体験等における児童の活動の様子を学校だよりで紹介 ・学校ホームページ及びブログによる情報発信

(3) 地域における食育

推進事項	主な取組事業
ア 高齢者単身世帯等への「食」の支援、高齢者を対象とした共食の機会の創出	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（社会福祉協議会で実施する一人暮らし高齢者会食サービス事業実施時に、調理・栄養指導を行う食生活改善推進員への講師謝礼）
イ 子ども食堂や高齢者サロンなどの「共食の場」の運営支援	・広報媒体による周知支援

(4) 食に関する情報発信

推進事項	主な取組事業
ア 各種講座やイベント、ホームページ等を通じた情報発信	・広報ひらかわや農林課Instagramでの情報発信を実施
イ 食育ピクトグラム※ ¹ を活用した啓発	・広報ひらかわ等で使用

※1 食育ピクトグラム：42 ページ参照。

基本方向③ 多様な関係者との連携と食と環境の調和

推進目標 4

関係団体等との連携と環境負荷低減の取組を進めます。

基本的な考え方

食育及び地産地消の推進にあたっては、活動内容が各分野にわたるとともに、市内外に広く及ぶことから、関係機関・団体が相互に協力し、取り組んでいきます。

また、食品ロス削減をはじめ、環境負荷の少ない、持続可能なまちの実現に向けて取組を進めます。

主な推進事項及び具体的な取組事項

(1) 関係機関・団体等と連携した食育運動の継続

推進事項	主な取組事業
ア 「食育月間」「食育の日」における食育及び地産地消の啓発、広報活動	・ 学校給食で青天の霹靂特別栽培米を提供 ・ ふるさと産品給食の日 ・ ひらかわ食育ソング※1 の放送
イ 平川市食育推進キャラクターを活用した食育の普及・定着の推進	・ 食育関連イベントや保育所等における食育教室への出演のほか、着ぐるみの貸出、デザイン使用の許可を行う
ウ 食生活改善推進員を育成し、地域での食育活動を推進	・ 食生活改善推進員養成講座

(2) 地産地消の推進

推進事項	主な取組事業
ア イベントによる地産地消の推進	・ ひらかわフェスタ ・ ひらかわトラックマーケット
イ 産直施設での地産地消の推進	・ 市ホームページで産直施設及び農家レストランを紹介
ウ 地元農業・農産物への関心を高めるため SNS を活用した情報発信	・ 農林課インスタグラムによる情報発信

※1 ひらかわ食育ソング：令和3年2月に歌と体操により、子ども達に食育の大切さを伝えることを目的に平川市が作成したものです。歌詞については41ページ参照。

(3) 食品ロス削減及び環境に配慮した消費の推進

推進事項	主な取組事業
ア 家庭でできる食品ロス削減の推進 ・無駄のない食品購入 ・廃棄の少ない食事づくり ・冷蔵庫チェック	・広報ひらかわによる周知啓発
イ 食べ残しを減らすことによるごみの減量 ・3010運動※¹の啓発 ・フードドライブ活動※²の推進	
ウ 環境に配慮した食糧生産と消費の推進 ・有機農業※³をはじめとした持続可能な農業の普及啓発 ・長時間輸送による温室効果ガス排出を抑え、食と環境の調和を図ることができる地産地消の推進 ・有機栽培の食材や過剰包装を避けた商品の購入を選択するなど、エシカル消費※⁴の推進	・学校給食で青天の霹靂特別栽培米を提供（6月、11月） ・広報ひらかわ、農林課Instagramによる周知啓発

※1 3010（さんまるいちまる）運動：会食時、食べ残しを減らすため、最初の30分と最後の10分は自席で料理を楽しむ運動のことです。

※2 フードドライブ活動：家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている団体等に届ける活動のことです。

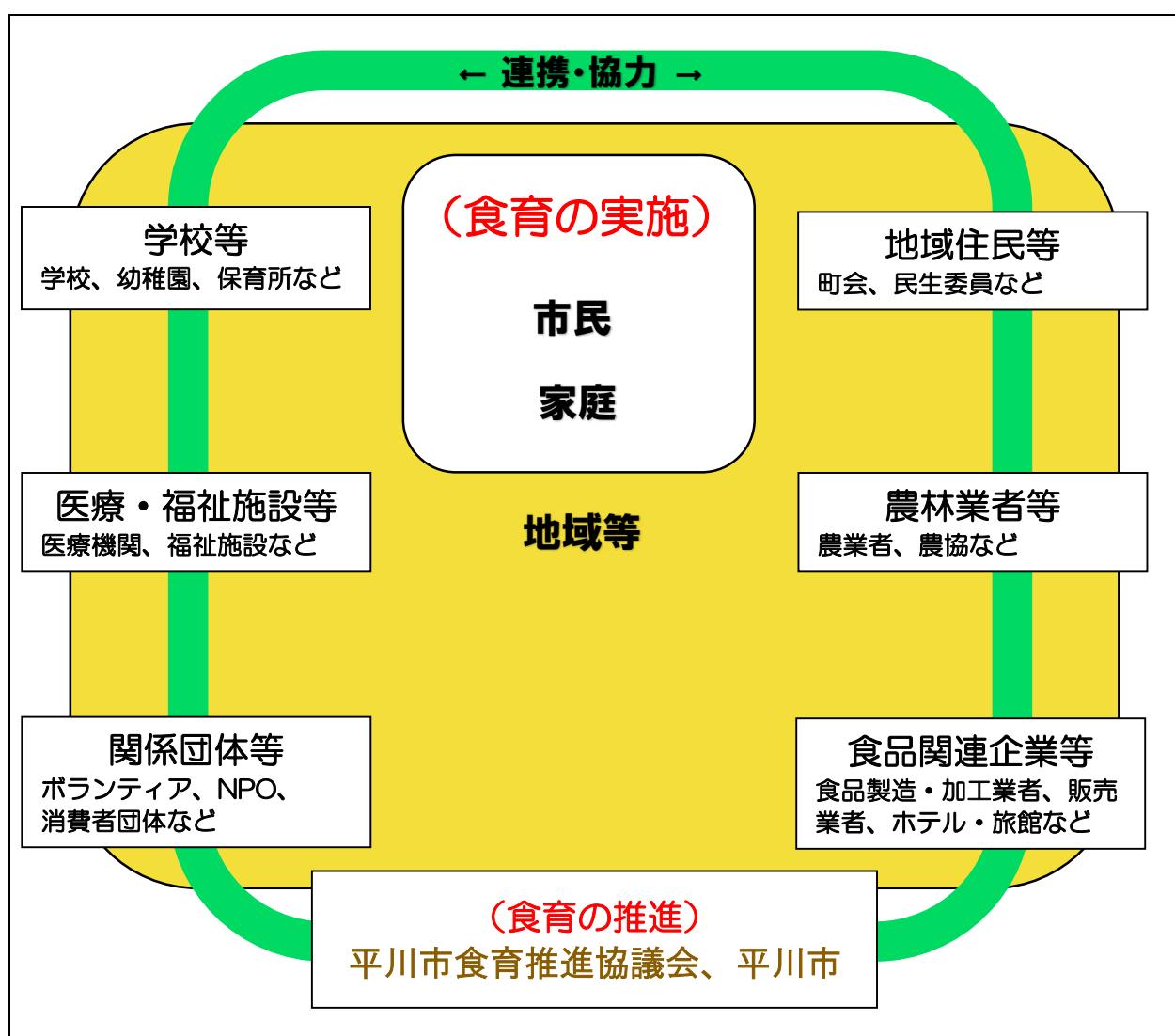
※3 有機農業：農薬や化学肥料に頼らないことで、環境への負荷をできる限り少なくし野菜等を生産する方法のことです。

※4 エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人、社会、地域、環境に配慮した消費活動のことです。

第5章 食育推進及び地産地消推進の体制と役割

1 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、活動内容が各分野にわたるとともに、市内外に広く及ぶことから、関係機関・団体が連携・協力してそれぞれの役割を果たすことが重要です。



2 各分野の役割

食育をけん引していく推進主体（平川市食育推進協議会、平川市）、食育に取り組んでいく実施主体（市民、地域、関係機関等）がそれぞれの役割を担い、連携して食育を推進します。

(1) 食育の実施主体

① 市民、家庭

- ・市民一人一人が自主性を発揮して、健全な食生活の実現に努めます。
- ・家庭における食育が重要であることを認識し、家族全員が食への関心の高まりと楽しい食卓による元気な食生活の実践に努めます。
- ・単身世帯へも「食」の大切さについて情報を発信していきます。

② 学校等

- ・「学校等における食育指導の充実」、「学校、家庭及び地域等の連携による食育活動」を推進します。
- ・学校給食等における地元食材の利用拡大を進めます。

③ 医療・福祉施設等

- ・病院、施設等での個々の実情に応じた食生活指導、検診等での食育活動を推進します。

④ 地域住民

- ・地域住民が町内会等で食生活と健康等に関する活動や、家庭・学校等の連携を図り食育活動を推進します。

⑤ 農林業者等

- ・農林業に関する様々な体験の機会を積極的に提供するとともに、農作物の紹介や生産過程などの情報を提供し、地産地消及び食育活動を推進します。
- ・学校給食への地元食材の提供など、地産地消の推進に努めます。

⑥ 食品関連企業等

- ・地元食材を活用した食の提供や食品ロスの削減、食育に関する様々な情報提供をします。
- ・食品の安全性の確保や栄養成分表示^{※1}、食品表示^{※2}等に積極的に取り組みます。

⑦ 関係団体等

- ・専門家等による食育、地産地消及び健康に関する啓発などを支援します。
- ・地元企業等の働く世代に「食」の大切さについての情報を発信していきます。

※1 栄養成分表示：食品に含まれている栄養成分を100g、100ml、1食分、1袋分など、一定単位当たりでどれくらいの栄養成分が摂取可能かを知ることができる表示です。栄養成分表示はすべての食品に表示するように義務付けられていませんが、「カルシウム入り」や「カロリーオフ」などの表示（強調表示）がある食品や栄養機能食品には、必ず栄養成分表示をすることになっています。

※2 食品表示：食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上でなくてはならないものです。このため、一般消費者向けのすべての飲食物品について「品質表示基準」が定められています。品質表示基準は、生鮮食品を対象とした「生鮮食品品質表示基準」と、容器包装に入れられた加工食品を対象とした「加工食品品質表示基準」に大別されます。生鮮食品であれば「名称」、「原産地」。加工食品であれば「名称」、「原材料」、「内容量」、「賞味期限（または消費期限）」、「保存方法」、「製造者の氏名及び住所等」を表示することが義務付けられています。さらに、食品の表示は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」による表示のほか、「食品衛生法」、「健康増進法」、「計量法」など、JAS法以外の法律で表示しなければならない項目もあります。

(2) 食育の推進主体

① 平川市食育推進協議会

- ・「平川市食育推進計画」の内容の提言、進捗状況の把握・評価、各食育活動等への助言をします。

② 平川市

- ・「平川市食育推進計画」を策定するとともに、これに基づき関係部局や機関と連携しながら、地域の特性を生かした「食育推進」及び「地産地消推進」に向けた取組を進めます。

③ 県

- ・国、市町村、関係団体と連携し、「青森県食育推進計画」に基づき、食育を県民運動として進めるための施策を総合的にかつ計画的に推進します。

④ 国

- ・「食育推進基本計画」に基づき、地方公共団体や関係団体等と連携し、食育を国民運動として進めるための施策を総合的かつ計画的に推進します。

食育コラム

「いただきます」と 「ごちそうさま」は感謝の気持ちから！

【いただきます】

◎食に関わる人への感謝を！

- ・料理を作ってくれた人
- ・配膳をしてくれた人
- ・米や野菜、果物などの作物を作ってくれた人
- ・肉や魚、卵などを育てたりつかまえてくれた人

◎食材への感謝を！

- ・肉や魚はもちろん、野菜や果物、米などの作物にも命があると考えて、命あるものに生かされていることへの感謝

【ごちそうさま】

ごちそうさまは漢字で、「御馳走様」と書き、この馳走という意味は走りまわることです。

食事でもてなすために、食材を求めて奔走したことが由来となっています。

昔、食材がなかった時代に、大変な思いをして食事を準備してくれたことへの感謝の気持ちから「様」をつけて、「ごちそうさま」と言うようになったと言われています。

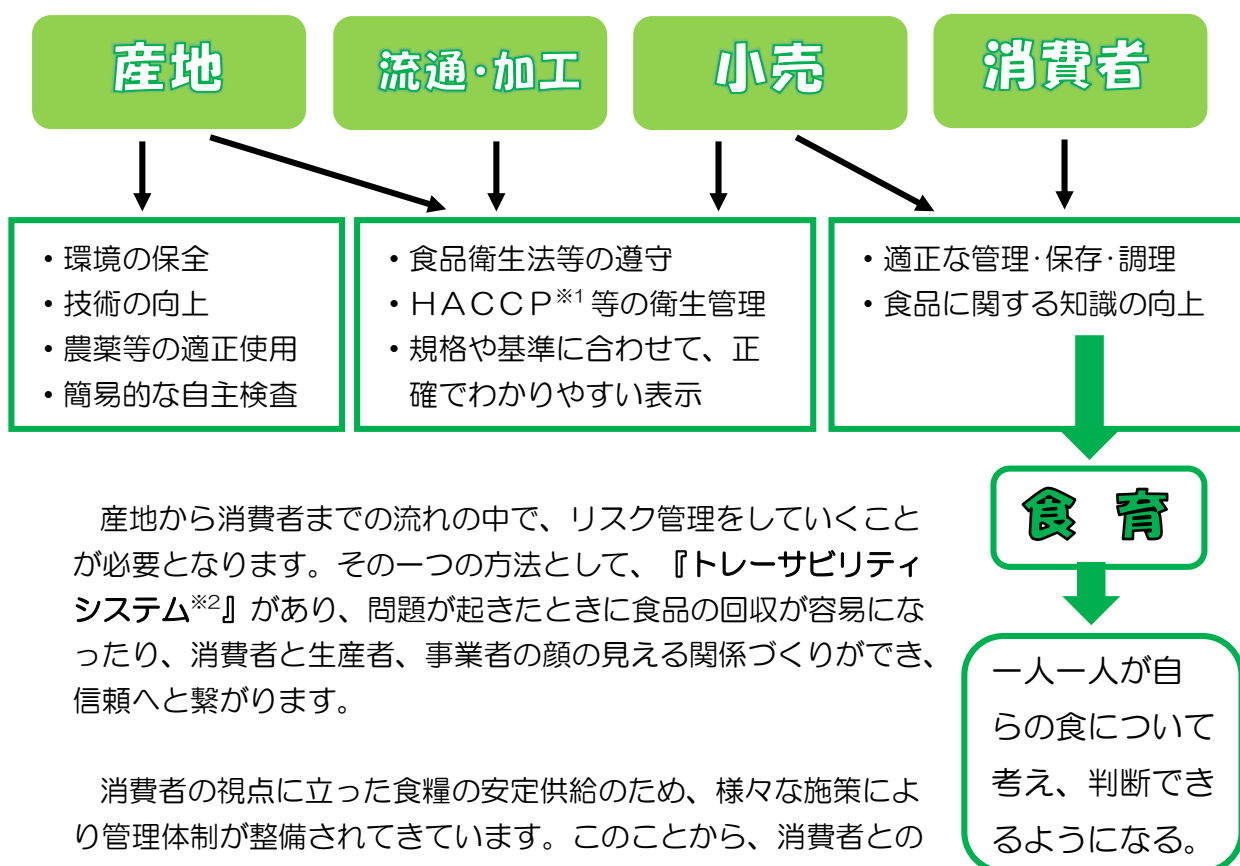
食育コラム

食の安全・安心について

食の安全・安心とは、食品に含まれるリスクを適正な制度やシステム等で最小限に抑え、この情報を提供して消費者の信頼を確保することです。

国では平成 15 年 7 月から食品安全委員会が設けられ、食品安全基本法に基づいて国民の健康の保護を最優先とする新しい食品安全行政がスタートしています。

産地から消費者まで



産地から消費者までの流れの中で、リスク管理をしていくことが必要となります。その一つの方法として、『トレーサビリティシステム※²』があり、問題が起きたときに食品の回収が容易になったり、消費者と生産者、事業者の顔の見える関係づくりができ、信頼へと繋がります。

消費者の視点に立った食糧の安定供給のため、様々な施策により管理体制が整備されてきています。このことから、消費者との信頼が確保され、食育を推進することで、消費者一人一人が食について学び、自らの判断で安全で安心な食を求めることに繋がります。

※1 HACCP（ハサップ）：製造工程を細分化し、工程ごとのリスク管理を行う衛生管理の国際的な手法のことです。Hazard（危害）、Analysis（分析）、Critical（重要）、Control（管理）、Point（点）の頭文字からできた造語です。有害な微生物や異物の混入により発生する危害を予測して、管理方法を明確にし、ルール化する「HA（危害要因分析）」と、危害要因を健康が損なわれない程度にまで除去するために、「HA（危害要因分析）」に基づき、重要な製造や加工の工程を管理する「CCP（重要管理点）」からなります。

※2 トレーサビリティシステム：食品の生産、加工、流通の段階で、原材料の仕入れ先や食品の製造元、販売元を記録保管し、食品のたどってきたルートと情報を把握できる仕組みのことです。

参考資料

平川市食育推進協議会要綱

（名称）

第 1 条 この会は、平川市食育推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、食生活の乱れや食を大切にする心の欠如等の問題を改善するとともに、地場農産物や地域食文化を活用し、心身ともに健康で活力に満ちた「暮らし」の実現に向けて、市内関係者の連携・協力のもとに「食育」を推進することを目的とする。

（事業）

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）平川市食育推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び変更への提言に関すること
- （2）食育推進活動等の促進に関すること
- （3）その他食育を推進するために必要な事項に関すること

（委員）

第 4 条 協議会の委員は別表に掲げるもので組織し、任期は 2 年とする。ただし、任期中に異動等があった場合、後任の任期は前任者の残任期間とする。

（役員）

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1 名
- （2）副会長 1 名
- 2 会長は、平川市長をもって充てる。
- 3 副会長は、平川市経済部長をもって充てる。

（役員の職務）

第 6 条 会長は協議会を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（オブザーバー）

第 7 条 協議会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

（会議）

第 8 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を、食育協力者として会議に出席

させることができる。

（協議会の議長）

第 9 条 会議の議長は、会長が務める。

（定足数）

第 10 条 協議会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

（議事）

第 11 条 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決による。

（幹事会）

第 12 条 協議会の業務を円滑に行うため、平川市食育推進協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、次の各号で掲げる職にある者で構成する。

- （1）健康福祉部 健康福祉部長、子育て健康課長、高齢介護課長
- （2）教育委員会 事務局長、生涯学習課長、指導課長、学校給食センター所長
- （3）農業委員会 事務局長
- （4）経済部 経済部長、農林課長

3 幹事会に幹事長を置き、その職務は平川市経済部長が行う。

（幹事会の機能）

第 13 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- （1）協議会に付議すべき事項に関する事
- （2）協議会の議決した事項の執行に関する事
- （3）その他幹事会において必要と認めた事項に関する事

（部会）

第 14 条 協議会及び幹事会の決定に基づく業務を執行するため、平川市食育推進協議会担当部会（以下「部会」という。）を置き、その部会名及び関係部局は次の各号に掲げるものとし、各部会長は幹事長が指名する。

- （1）教育部会 教育委員会生涯学習課、指導課、学校給食センター
- （2）健康・福祉部会 健康福祉部子育て健康課、高齢介護課
- （3）一般部会 農業委員会、経済部農林課

（事務局）

第 15 条 協議会、幹事会及び部会に係る庶務を行うため、平川市経済部農林課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、その職務は、平川市経済部農林課長が行う。
- 3 事務局長は、部会による業務執行を総括するとともに、会議及び幹事会の会務を総括する。
- 4 事務局員は、事務局長の命を受け、事務进行处理する。

（その他）

第 16 条 食育基本法及びこの要綱に定めるもののほか、会議、幹事会、部会及び事務局の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 12 月 21 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 2 月 19 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 12 月 18 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

平川市食育推進協議会委員

No	分 野	団 体 名
1	教 育	平川市連合 P T A
2		平川市学校保健会
3	消 費	平川市食生活改善推進員会
4	生産・流通	津軽みらい農業協同組合
5		産直センターひらか協議会
6		平川市商工会
7	農 政	平川市農政審議会
8		株式会社グリーンファーム農家蔵
9	医 療	南黒医師会
10	福 祉	平川市社会福祉協議会
11		平川市保育連絡協議会
12	学 識	弘前大学（教育学部）
13	行 政	中南地域県民局地域農林水産部長
14		平川市長
15		平川市教育委員会事務局長
16		平川市健康福祉部長
17		平川市経済部長
18	一 般	平川市連合婦人会



ひらかわ食育ソング

作曲・編曲 佐藤生朗@J's
歌 mami
振付 小野郁子先生

パクパクおにぎり ツルツルラーメン ^{げんき}元気に^{げんき}元気に^た食べようよ

ごはん チャチャチャ おそば チャチャチャ
ラーメン チャチャチャ パン チャチャチャ

^{しょくじ}食事の^{まえ}前には^て手を^{あら}洗い ^{かんしゃ}感謝の^き気持ち^もでいただきます
^{おいしい}ひらひらひらかわの^た美味しいものを^た食べよう
^ねよく寝ても^{あさ}もりもり朝ごはん ^{しょく}3食^ききちんと^た食べようよ

ジュージューさがり むしゃむしゃオムレツ ^たたくさんたくさん^た食べようよ

たまご チャチャチャ ^{にく}お肉 チャチャチャ
おさかな チャチャチャ ^{ぎゅうにゅう}牛乳 モー

^たおいしく^て食べたら^あ手を^あ合わせ ^{げんき}ごちそうさまも^た元気に^たよく
^{おいしい}ひらひらひらかわの^た美味しいものを^た食べよう
^{たの}おしゃべり^{しょくたく}楽しい食卓で ^{みな}みんな^{なかよく}仲良く^た食べようよ

リンリンりんごも ^{やさしい}いろいろ野菜も ^{のこ}残さず^{ぜんぶ}全部^た食べようよ

りんご チャチャチャ トマト チャチャチャ
^{だいこん}大根 チャチャチャ にんじん チャチャチャ

^{きょう}今日は^{かあ}みんなで^{たの}母さんと^{あとかたづ}楽しく^た後片付けしよう
^{おいしい}ひらひらひらかわの^た美味しいものを^た食べよう
^{ひさま}お日様の^{した}下で^{げんき}ともだちと^たワクワク^た元気に^た食べようよ

食育ピクトグラム

食育ピクトグラムとは、食育の取組を子供から大人まで誰にでも分かりやすく発信するため、表現を単純化したピクトグラムを作成し、多くの人に使用していただくことを目的として農林水産省が制作したものです。



1 みんなで楽しく
食べよう

共食

家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事は、心も体も元気にします。



2 朝ごはんを
食べよう

朝食欠食の改善

朝食の摂取は、健康的な生活習慣につながります。



3 バランスよく
食べよう

栄養バランスの良い食事

主食・主菜・副菜の組み合わせた食事で、バランスの良い食生活になります。



4 太りすぎない
やせすぎない

生活習慣病の予防

適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防します。



5 よくかんで
食べよう

歯や口腔の健康

よくかんで食べることにより歯の発達・維持、食べ物による窒息を防ぎます。



6 手を洗おう

食の安全

食品の安全性等についての基礎的な知識を持ち、自ら判断し行動する力を養います。



7 災害に
そなえよう

災害への備え

いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。



8 食べ残しを
なくそう

環境への配慮（調和）

SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりします。



9 産地を
応援しよう

地産地消等の推進

地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することは、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につながります。



10 食・農の
体験をしよう

農林漁業体験

農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めます。



11 和食文化を
伝えよう

日本の食文化の継承

地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切にして、次の世代への継承を図ります。



12 食育を
推進しよう

食育の推進

生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を応援します。

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供

給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食

育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 全豪に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年十二月三日法律第六十七号）

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（省略）

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則（第二十五条―第三十九条）

第二節 基本方針等（第四十条・第四十一条）

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策
（第四十二条―第五十条）

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等 (省略)

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水

産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

（食育との一体的な推進）

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

（都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進）

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

（食料自給率の向上への寄与）

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

（環境への負荷の低減への寄与）

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

（社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進）

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

（国の責務）

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（生産者等の努力）

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体（以下この章において「生産者等」という。）は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（消費者の努力）

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

（基本方針）

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
- 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
- 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県及び市町村の促進計画）

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

（地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備）

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」という。）をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進）

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進）

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業（食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。）等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者（以下この章において「食品関連事業者」という。）その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保）

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等）

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動（学校等において行われる実習を含む。）の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（人材の育成等）

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究の実施等）

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（多様な主体の連携等）

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二三年政令第一四号で平成二三年三月一日から施行）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年五月三〇日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次の改正規定（「／第二節 中核市に関する特例／第三節 特例市に関する特例／」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日

（都市計画法等の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「指定都市又は」とあるのは「指定都市、」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則 （平成二七年六月二六日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月四日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第百十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年五月一八日法律第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成三〇年政令第三一〇号で平成三〇年十一月一六日から施行）

附 則 （平成三〇年六月二二日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成三〇年政令第二九二号で平成三〇年一〇月二二日から施行）

一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日

（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 附則第七条第一項の規定により新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る当該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。）を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

一から七まで 略

八 前条の規定による改正前の地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和二年一二月九日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の次に二条を加える改正規定、第四十五条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに第七十四条の改正規定並びに附則第五条、第十条及び第十一条の規定 令和四年四月一日

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和三年五月二六日法律第四四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第 4 次平川市食育推進計画

(平川市地産地消推進計画)

計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度

発行年月	令和 7 年（2025 年）3 月
発行	平川市
	〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6
	TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-8619
	URL https://www.city.hirakawa.lg.jp/
編集	経済部農林課